

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 相続対策にも活用できる商法改正が注目

Q: 商法が改正されるそうですが、どのような影響がありますか。

A: 「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案」が今国会会期中に成立する見込みが高まっています。

改正案では、株主総会の決議により、自己株式を利益消却することができる等のほか、株式の譲渡制限がある会社の自己株式の取得を認めるといった同族会社の事業承継にも配慮した内容となっているため、注目されています。

会社のオーナーなどのように財産の大半が自社株の場合、いざ相続となると納税資金をどうするかが問題でした。

しかし、商法が改正されれば、自社株を会社に売却することができます。会社は利益消却により自己株式を失効させたり、相当の時期に売却することになります。

利益消却をした場合、相続人にみなし配当課税が生じますが、同族会社の場合では、少額ですむことが多いので特に心配はいらないでしょう。

それよりも株式の譲渡税の税率は26%で済みますし、さらに相続申告期限後3年以内に売却すれば相続税の取得費加算の特例もありますので、相続税分の資金の調達が可能となり、オーナーには朗報と言えるでしょう。

